

# 戸田市普通河川管理規準

昭和 57 年 4 月 1 日

改正 平成 13 年 10 月 1 日

令和 3 年 9 月 1 日

## (目的)

第 1 条 この規準は、普通河川における維持管理を行い、あわせて工事、利用その他の行為を指導し、もって公共の福祉を増進することを目的とする。

## (定義)

第 2 条 この規準において「普通河川」とは、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）を適用しない河川（公共の水流及び水面をいう。以下同じ。）をいい、これらに附属する工作物（以下「河川附属物」という。）を含むものとする。

2 前項の「河川附属物」とは、水門、堤防、護岸、床止めその他流水により生ずる公利を増進し、又は公害を除却し、若しくは軽減するための施設をいう。

## (行為の禁止)

第 3 条 普通河川において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 普通河川を損傷すること。
- (2) 普通河川に土石、ごみ、ふん尿、鳥獣の死体その他の汚物又は廃物を捨てること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、普通河川の保全又は利用に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

## (行為の許可)

第 4 条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、河川占用許可申請書（第 1 号様式）を市長に提出し許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

- (1) 普通河川の敷地を占有すること。
- (2) 普通河川において、工作物を新築し、改築し、又は除去すること。
- (3) 普通河川において、土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状を変更する行為又は竹木を栽植若しくは伐採すること。

2 市長は、前項に規定する行為をしようとする者に対し、行為の許可をした

ときは、河川占用許可書（第2号様式）を交付するものとする。

（許可工事の完了検査）

第5条 前条の許可を受けた者（以下「占用者」という。）は、前条第1項第2号及び第3号に規定する行為を完了したときは、河川占用工事完了検査申請書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請を受けたときは、許可した事項について検査するものとする。

（許可期間）

第6条 第4条の規定による許可の期間は、3年以内とする。ただし、公共の用に供する目的をもって、長期にわたり工作物を設置する場合その他市長が必要と認めた場合においては、10年以内とすることができる。

（許可に伴う義務）

第7条 占用者は市長の指示に従い、普通河川の占用区域内の河川附属物を保護し、異常を認めるときは、すみやかにその旨を市長に届けなければならない。

（届出）

第8条 次の各号の一に該当する場合は、すみやかに市長に届けなければならない。

(1) 占用者が住所又は氏名（法人にあっては、事業所の所在地又は名称）を変更したときは、住所、氏名変更届（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

(2) 占用者から相続によって権利を承継したときは、地位承継届（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

(3) 許可を受けた行為を廃止したとき、または、天災その他不可抗力により、許可を受けた目的を達成することができなかつたときは、行為廃止届（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

（承認工事）

第9条 河川管理者以外の者が、公益又は河川の維持、管理のために工事を行うときは、あらかじめ、その工事の設計及び実施計画について、工事承認申請書（第7号様式）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

（監督処分）

第10条 市長は、次の各号の一に該当する者に対しては、占用の許可を取り

消し、その行為を中止させ、必要な処置を指示し、又は河川を原状に回復することを命ずることができる。

- (1) この規準の規定又は許可条件に違反した者
- (2) 詐欺その他不正な手段により許可を受けた者

2 次の各号の一に該当する場合には、占用者に対し、前項に規定する処置のほか、普通河川の部分を定めてその占用を禁止し、又は制限を加えることができる。

- (1) 普通河川に関する工事のため、やむを得ない必要が生じたとき。
- (2) 普通河川の保全又は管理に支障を及ぼすおそれのあるとき。
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、公益上やむを得ない必要があるとき。

(権利の譲渡の禁止)

第11条 占用者は、市長の承認を受けなければ、占用の権利を他に譲渡し、又は行使させてはならない。

(義務履行のために要する費用)

第12条 この規準に基づく命令又は処分による義務を履行するために必要な費用は、当該義務者の負担とする。

(公共団体の特例)

第13条 国、県、その他公共団体が行う事業についての第4条及び第9条の規定の適用については、公共団体と市長との協議が成立することをもってこれらの規定による許可又は承認があったものとみなす。

(委任)

第14条 この規準に定めるもののほか必要な事項は市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規準は、昭和57年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規準の施行以前に、戸田市道路等占用規則で許可された占用物件については、本規準規則により許可されたものとみなす。

附 則

(施行期日)

この規準は、平成13年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規準は、令和3年9月1日から施行する。

第1号様式

河川占用許可申請書（新規、更新、変更）（戸河占第 ー 号）  
年 月 日

(あて先) 〒 -  
戸田市長 住所  
申請者 氏名  
担当者 電話

戸田市普通河川管理規準第4条の規定により許可を申請します。

占用的 目的		占用 場所	
占用 期間	年 月 日 から 年 月 日 まで		
工事 期間	年 月 日 から 年 月 日 まで		
占用面積 及び長さ		占用物件 の構造	
請負人 <small>(施工又は設計会社)</small>	住所 氏名	担当者	電話
工事の 概要		添付 図面	案内図・平面図 断面図・構造図 (各2部)
河川占用許可審査書兼伺書		市長	起案 年 月 日
決 定	<input type="checkbox"/> 条件付許可 <input type="checkbox"/> 不許可 <input type="checkbox"/> 返戻	副市長	決裁 年 月 日
			現地確認 年 月 日
事務的 審査・ 技術的 審査	審査意見	部長	合 議  公印
		次長	
		課長	
		主幹	
		副主幹	
		担当	

# 河川占用許可書（戸河占第 - 号）

申請者	〒 -
	住所
	氏名
	担当者 電話

年 月 日付けで申請のあった工作物の申請及び河川の占用（使用）については、次のとおり許可する。

年 月 日 戸田市長

占用的 目的		占用 場所	
占用 期間	年 月 日 から 年 月 日 まで		
工事 期間	年 月 日 から 年 月 日 まで		
占用面積 及び長さ		占用物件 の構造	

※ 期間満了後引き続き占用（使用）する場合は、事前に継続申請すること。

条件

## 河川占用工事完了検査申請書

年 月 日

(あて先)

戸田市長

申請人 住所

氏名

(連絡先)

年 月 日付け戸河占第 号で許可を受けました河川占用について、河川  
占用工事が完了したので、戸田市普通河川管理規準第5条の規定により検査を申請します。

1. 河川名及び場所	
2. 許可年月日 番 号	年 月 日 戸河占第 号
3. 工事の概要	
4. 完了年月日	年 月 日
5. 添付書類	位置図 完成図 工事写真 許可書写し

第4号様式

## 住所、氏名変更届

年 月 日

(あて先)

戸 田 市 長

届出人 住所

氏名

(連絡先)

戸田市普通河川管理規準第8条第1号の規定により、次のとおりお届けします。

1. 河川名及び場所		
2. 変更事項	(新)	
	(旧)	
3. 変更年月日		年 月 日
4. 許可年月日 番 号		年 月 日 戸河占第 号
5. 許可の内容		



第5号様式

# 地 位 承 継 届

年 月 日

(あて先)

戸 田 市 長

承継人 住所

氏名

(連絡先)

戸田市普通河川管理規準第8条第2号の規定により、次のとおりお届けします。

1. 河川名及び場所		
2. 被承継人	住所	
	氏名	
3. 承継の年月日		年 月 日
4. 承継に関する事実		
5. 許可年月日 番 号		年 月 日 戸河占第 号
6. 許可の内容		

第6号様式

# 行為廃止届

年 月 日

(あて先)

戸田市長

届出人 住所

氏名

(連絡先)

戸田市普通河川管理規準第8条第3号の規定により、次のとおりお届けします。

1. 河川名及び場所	
2. 許可年月日 番 号	年 月 日 戸河占第 号
3. 許可の内容	
4. 廃止理由	

# 工事承認申請書

年 月 日

(あて先)  
戸田市長

申請人 住所  
氏名  
(連絡先)

下記のとおり河川工事を施工したいので戸田市普通河川管理規準第9条の既定に基づき承認されたく、関係書類及び図面を添えて申請します。

1. 河川名及び場所	
2. 目的	
3. 工事の概要及び実施方法	
4. 工期	年 月 日から 年 月 日
5. その他参考事項	
6. 添付書類	(1)位置図及び平面図 (2)工事の設計及び実施計画(維持の実施計画) 記載した書面
7. 施工業者	住所 名称 担当者 電話